

令和5年度 流域治水推進事業(学習用動画制作等)業務 仕様書 (案)

1 件名

令和5年度 流域治水推進事業(学習用動画制作等)業務

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月15日まで

3 実施に当たっての基本方針

「流域治水」の取組推進にあたり、これまで治水を担ってきた国や県による河川の整備だけでなく、市町村、民間事業者や県民などのあらゆる関係者が協働して取り組む必要がある。長野県ではテレビコマーシャルやシンポジウムの開催等により県民の皆様の啓発を図ってきた。

更なる「流域治水」の普及を推進するため、小中学校の防災教育にあたり、児童・生徒が流域治水の効果を肌で感じることができる模型を製作した上で、より分かり易く伝えるように解説を付けた動画を制作し、あわせて広報用のポスター・パンフレットを制作する。

4 委託する業務の内容

(1) 流域治水模型製作

1) 内容

雨水貯留浸透施設、ため池、田んぼダムの有と無で2分割した模型を基準とし、雨水貯留の効果や浸水被害の軽減状況が理解しやすい模型を製作する。

基本設計（模型サイズの決定・模型の全体像やデザイン案の作成）、模型製作を含むものとする。

2) サイズ

横幅 40cm×奥行 80cm×高さ 40cm 程度で、模型が収まるケースを含むものとする。

3) 製作した模型は、ケースに収め河川課へ納品すること。

(2) 学習用動画制作

1) 内容

模型実験の様子等を踏まえ、小学生3～4年生程度の児童を対象として、防災教育の授業で活用することを想定した流域治水の取組を推進するための学習用動画を制作する。

動画は「本編」と「資料編」の2本、いずれも編集は20分を基準とし、動画

の制作においてシナリオ及びナレーション原稿を制作する。

「本編」は「流す」「留める」「備える」のテーマに沿って制作し、「資料編」は模型実験の様子（複数の降雨を降らせた場合の様子）や、本編で紹介しきれなかった詳細な内容、他県の取組など参考になる内容を取り入れる。

2) 納品方法

制作した動画は、通常のパソコン及びDVDプレイヤーで再生が可能な形式としたものを「本編」20枚、「資料編」20枚とする。

- 3) 制作した動画は、県河川課のホームページに掲載するほか、児童・学生向けの学習用・広報資料として市町村等へ提供するといった委託者の二次利用を想定しているため、制作段階で委託者が複数年にわたって二次利用ができるよう考慮すること。

(3) 広報用ポスター・パンフレット制作

1) 内容

模型や学習用動画の活用を含め、長野県が行う流域治水の取組を啓発するポスター及びパンフレットを制作する。

2) 枚数・掲載箇所

ポスターのサイズはB2以下とし、1,000枚とする。

パンフレットのサイズはA4（展開A3の二つ折り）、紙質はコート紙110kg以上、4色フルカラーを標準とし、1,000部とする。

- 3) 作成したポスター及びパンフレット、電子データを格納したDVD（ポスター及びパンフレット合わせて1枚）は河川課へ納品すること。

(4) 打合せ協議

打合せ協議は、県庁河川課で行うこととし、着手時、中間時、納品時の3回とする。

- ・着手時：業務内容やスケジュールの確認など
- ・中間時：作成状況の報告など
- ・納品時：DVD納品の確認など

5 契約保証金

当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、長野県財務規則第143条各号に該当する場合は契約保証金を免除する。

6 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは、業務完了後に提出された業務完了報告書に基づき、委託者が検

査を行い、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で支払いを行う。

(2) 事業の実施に際して、必要がある場合は、委託料の10分の3に相当する額の範囲内で前金払を請求することができる。

7 業務の再委託

受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務についてあらかじめ委託者の承諾を得たときは、第三者に委託することができるものとする。

8 個人情報の取扱い

受託者が業務を行うにあたり取得した個人情報の取扱いについては、十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。成果品（業務の履行課程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

9 守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または、自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

10 報告

(1) 受託者は、「業務着手届」、「業務日程表」及び「業務実施代理人届」を契約締結の日から5日以内に委託者に提出する。

(2) 受託者は、委託業務完了後10日以内に、委託業務完了報告書を委託者に提出する。

11 業務に要する経費の限度額

4,692,600 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

12 業務実施上の留意事項

(1) 提出する企画提案書の内容は、3の基本方針の趣旨を十分踏まえ、一貫性及び整合性が図られ、目的を十分に達成できる実施方針とする。

(2) 業務の実施に当たり、効率的な実施体制及び明確な責任体制を確保すること。

13 その他

(1) 本事業は、委託者が委託する事業のため、事業の成果等は委託者に帰属する。

(2) 契約の締結にあたっては、地方自治法や長野県財務規則をはじめとする諸規定が適

用される。

(3) 次の一般的な事項にも注意すること。

ア 制作する成果物が第三者の所有権や著作権その他第三者の権利を侵すものでないこと。

イ 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利（以下、「権利留保物」という。）については受託者に留保するものとし、この場合に、委託者は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できることとする。

ウ 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

エ 被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

オ 個人情報の保護については十分な注意を払い、流出・損失が生じないようにすること。

カ 本業務で取得した情報については秘密を保持するとともに、契約目的以外には絶対に利用しないこと。

(4) 選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて委託者と受託候補者が細部を協議の上で、契約を締結するものとする。

(5) この仕様書に定めがない事項は、委託者と受託者が協議の上決定するものとする。